

平成24年（行ウ）第502号 給与等請求事件

原告 国公労連 外

被告 国

意見陳述

2012年10月29日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告（個人原告番号278）

やま した ゆう せい
山 下 雄 生

第1 はじめに

私は、この訴訟の原告となるに当たって躊躇があり、第二陣の提訴となりました。それは、公務員バッシングがかつてなく強まっていることを感じているからです。

今日本では、世界の先進国での趨勢に反し、労働者の賃金が下げられています。使用者側からの「いやなら辞めろ。おまえの替わりはたくさんいる」方式の恫喝と横暴で、労働者の労働条件の低下はとどまるどころを知りません。そんな中で、東日本大震災を理由に行われる賃金の引き下げに対し、国を相手に裁判に訴えるわけですから、国民のみなさんから「なんや公務員は、こんなことも受容できないのか。税金から高い賃金もらっているくせに。だから公務員は甘い。民間をみてもろ」などと、さらなる批判のネタにされるのではないかと危惧しました。

でも、この賃下げによって生み出される約5800億円という金額は、19兆円以上とも言われる震災復興費用の3%程度にしか過ぎません。また、その一方で政府は、被災地でない土地でリストラを行っている大企業などへ、「国内立地推進事業費補助金」約2950億円の大半を交付するなど、復興予算の流用が大問題となっています。これは、「活力ある日本の再生を目指す」との文言を盛り込んで民自公3党が成立させた「復興基本法」と第3次補正予算に基づく措置です。このことをみても、危機的な国の財政を解消するために、国家公務員の賃下げを行ったものとは到底思えません。

私は、国家公務員という労働者の生活の糧である賃金の切り下げを、国民感情を扇動しながら、いとも簡単に法を踏みにじってまでして行うという人権感覚の弱さこそが問題だと思います。

労働者の生活の営みに心を寄せることのできない者が、真の震災復興政策や国民のみなさんのいのちと暮らし、人権を守ることはできないと考えました。私はまず国家公務員の労働者である私たちが、勇気を持って異議申し立ての声をあげることから、人権を大切にす運動をはじめたいと思い原告に加わりました。

第2 震災直後の国家公務員の対応

今回の国家公務員賃金引き下げの給与臨時特例法は、附則において「賃下げ条項の施行日」が「東日本大震災への対応として、十万人を超える体制で対処した自衛官等の労苦に特段の配慮をする」としています。

しかし「労苦」は自衛官だけではありません。短期間ではありますが震災直後に被災地での支援活動を行った者の一人として、意見を述べさせていただきます。

震災当時、私は近畿地方整備局舞鶴港湾事務所に勤務しておりました。2011年3月11日は、自治体や地元の市民のみなさんと会議を行っており、それが終わりに近づいた頃、携帯電話に「東北で震度7」の災害情報が入りました。急ぎ事務所に帰り目にしたのは、津波が陸を遡上し家屋や自動車を飲み込んでいくテレビ映像でした。地方整備局の職場には、大規模自然災害が発生したときに、被害状況の調査、被害の拡大防止、早期復旧に関する地方公共団体等の支援を行う緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が設置されており、私もその一員でした。

私の出動が決まったのは翌12日の早朝でした。その日の正午には近畿整備局のある大阪第1合同庁舎に集合し、普段は道路や河川のパトロールに使用している乗用車などに分乗して照明車やポンプ車と隊列を組んで東北をめざしました。その時点では、どこに行くのか、何をするのも明確ではありませんでした。15時半頃に福島原発で水素爆発がありましたが、私はその映像を見たのは任務を終えて帰宅してからでした。途中から合流した仲間は、爆発の映像も見ていまし

たから放射能汚染を心配していました。そのときの隊の方針は「原発が危険な場合は引き返すが、今は行けるところまで行く」というものでした。それから2ヶ月後に、政府は当初より、原発がメルトダウンしていたことを知っていたことを発表しました。しかし、この時点で、この情報がきちんと流されていたなら、地元住民のみなさんの避難行動はもちろん、私たちの対応も違っていただいけません。現在、除染対象地域は1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上（年間1ミリシーベルト以上）とされていますが、私たちの活動した地域は当時、最大で2マイクロシーベルトに達する地域でした。原発の事故は、支援活動にも多大な支障を及ぼすものだと改めて思います。

私たちは、ラジオで流される枝野官房長官の「直ちに健康に影響はありません」の言葉を繰り返し聞きながら、また津波情報に注意しながら雪やみぞれのなか北上川下流の宮城県内（北上川・旧北上川）の被災状況を調査しました。調査範囲は、すでに1次調査が行われており、亀裂が入った河川堤防には、2次被害や被害の拡大を抑える緊急応急対応が現地の整備局の手で実施されていました。私たちの2次調査は、被災規模を把握し、復旧工事の緊急の度合いや災害査定箇所の選択等の作業につなげていくものでした。乗用車で調査地点まで行き、そこからは徒歩で川の堤防を踏査していきます。堤体の亀裂や損壊を計測し、図面に表していきますが、昼間に現地調査を行い夜にそのとりまとめを行いました。パソコンなど潤沢には使えませんから、各班順番で整理作業を行いました。調査の基地とした出張所は、停電・断水・電話不通の状態、道路の信号ももちろん消えたままです。また、周辺にガスの臭いがただよう日もありました。

河口に近い被災地では、体が冷え切り、泥と海のおいの漂う壊れた家屋のなかで廃材を燃やして暖をとる方、公衆トイレで携帯電話を充電している方もいらっしゃいました。ガソリンは一晩中ガソリンスタンドに並んでも入手できず、夜に見た車の長い列が少しもすすむこともなくそのまま朝を迎える状態でした。ライフラインが失われ、飲料水の調達も大変です。水でいっぱいにしたポリタンクやポットを両手に持って、長い距離を休み休み歩をすすめる市民の方の姿も忘れられません。そんな中で、私たちは事務所での寝泊まりもしながら、河川や道路

・港湾・空港それぞれの分野で復旧のための活動をすすめました。整備局では、現在も全国から東北に応援者を送り出し、復興業務を遂行しています。

私の活動は3月12日～18日の短期間でした。帰りの車の中では、ラジオから「いつになっても帰るところがない」、「生きていて良かったのかな」、「何をがんばれと言うのか」などの被災された方の生の声を紹介する番組が流されていました。他方、サービスエリアでは、観光バスでの団体旅行のみなさんと一緒になることもありました。被災地とその他の日常とのギャップを改めて思いました。私は、昨年8月に再び同じ地域にボランティアで入り墓地の瓦礫撤去に加わりましたが、住宅が密集していたであろう地域が広大な平地となり、雑草が生え、被災した学校も手つかずで放置されたままでした。

私たち公務員は、災害時にはなによりも人命救助をはじめとした災害対応を優先します。今回の対応でも個人的な旅行をキャンセルし、違約金として費用も返却されなかった方もいます。国であろうが地方であろうが、自衛隊の方も含め公務員はそれぞれの部署で、被災されたみなさんのことを思いながら、全力を挙げて災害対応にとりくんでいるのです。

第3 本件賃下げの理不尽さ

震災復興には多大な費用がかかります。それは、税の応能負担原則に基づき対処すべきものであり、今回のように国家公務員のみをとらえて悪評を喧伝する中で賃下げを先行させたことは納得できません。しかも、震災対応でがんばっている職員に対しても、自衛隊員等とそれ以外で差を付けての賃下げです。今回の賃下げは、情にも理にもかなっていません。

そのうえ、賃下げなど労働条件を切り下げたいとき、労働者との話し合いなど無用で、労働者の権利に配慮せず使用者側が一方的に強行してもよいのだという間違ったメッセージを、国が発していることとなります。国は使用者として、憲法や法律に基づき自らの労働者の権利をきちんと保障する姿を、全国の民間企業経営者に示すべきです。今回のような理不尽な賃下げは即刻撤回すべきです。

以上